

議案第 58 号

松阪市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

松阪市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 292 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 6 月 20 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

松阪市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 292 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

2 診療科目は、次のとおりとする。

内科	皮膚科
精神科	泌尿器科
神経内科	産婦人科
循環器内科	眼科
リウマチ科	耳鼻いんこう科
小児科	放射線科
外科	麻酔科
整形外科	リハビリテーション科
形成外科	歯科口腔外科
脳神経外科	呼吸器内科
呼吸器外科	消化器内科
消化器外科	病理診断科

附 則

この条例は、公布の日から施行する。